

令和 7 年 11 月 19 日

課 名 環境県民局県民活動課

担当者 課長 佐伯

内 線 2739

令和 7 年「年末交通事故防止県民総ぐるみ運動」の実施について

1 要旨・目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

2 現状・背景

交通安全運動は、広島県年間交通安全推進施策実施要綱に基づき年 4 回実施しており、運動期間初日（土日祝日の場合は直前の開庁日）に開始式及び街頭キャンペーンを開催している。

3 概要

(1) 実施主体

広島県交通対策協議会（31機関・団体）

(2) 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 10 日（水）までの 10 日間

(3) 場所

県内全域

(4) 実施内容

ア 運動重点

次の 4 点を運動重点とし、県内全域において、キャンペーンや広報啓発を行う。

- ・ 歩行者の安全な通行の確保
- ・ 高齢者の交通事故防止
- ・ 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
- ・ 自転車等の安全利用の推進

イ 開始式及び交通安全活動パトロール

- ・ 日時 令和 7 年 12 月 1 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 20 分（雨天決行）
- ・ 場所 県庁本館 1 階ロビー

ウ 街頭キャンペーン

- ・ 日時 令和 7 年 12 月 1 日（月） 午後 4 時 20 分～午後 4 時 40 分まで
- ・ 場所 そごう広島店前及び県庁前歩道付近（※雨天中止）

4 その他（関連情報等）

県ホームページ「広島県交通安全お助けサイト」>令和 7 年各季の交通安全運動」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen070101.html>

令和7年 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

令和7年12月1日(月)～10日(水)

公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター 主催
第73回 交通安全ポスター・作文コンクール ポスターの部 広島県教育委員会賞



福山市立松永中学校1年(当時) 杉原 有希乃さん



福山市立津之郷小学校4年(当時) 栗村 椰々美さん

運動重点 ①

歩行者の安全な
通行の確保

運動重点 ②

高齢者の
交通事故防止

運動重点 ③

飲酒運転を
始めとする
危険運転の根絶

運動重点 ④

自転車等の
安全利用の推進

令和7年 広島県交通安全年間スローガン

でをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人 広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

運動重点

1

歩行者の安全な 通行の確保

広島県警察反射材活用
促進キャラクター
「キラリ☆マン」



歩行者の方へ

- 歩行者も交通ルールを守りましょう。
- 横断歩道を渡る時は、運転者に手を上げるなどのサインを送って、横断する意思を伝えましょう。
- 夜間は明るい色の服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用し、自らの命を守りましょう。

運転者の方へ

- 横断歩道は歩行者優先です。
- 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
- 夜間は早めにライトを点灯し、上向きライト（ハイビーム）を活用しましょう。

※対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



運動重点

2

高齢者の交通事故 防止

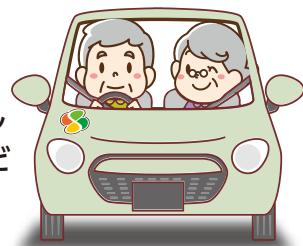
高齢歩行者の方へ

- 左右をよく見ましょう。
- 運転者にサインを送りましょう。
- 車両が止まってから横断しましょう。



高齢運転者の方へ

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、家族などと話し合い、運転免許証の自主返納を検討しましょう。
- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかりと確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車（サポカー）を検討しましょう。



毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

運動重点

3

飲酒運転を始めとする 危険運転の根絶

飲酒運転やあおり運転は
重大な交通事故に結びつく
悪質、危険な犯罪です。



- お酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人にお酒を勧めない。



飲酒運転根絶宣言店募集中!!

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。



毎月1日は「自転車の安全利用の日」

運動重点

4

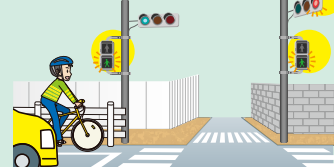
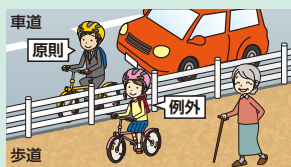
自転車等の安全利用の推進

全ての自転車利用者は
ヘルメットを着用しましょう。



自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の損害賠償責任保険等に必ず加入しましょう。
自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」